

「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収
業務（サービサー委託）」に係る企画競争

説 明 資 料

令和2年1月30日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

企画提案説明書	1
仕様書	7
企画提案指示書	11
企画提案書決定基準	15
評価項目一覧	17
様式1 競争参加資格確認申請書	19
様式2 委任状	20
様式3 秘密保持契約書	21
業務委託契約書（案）	23
覚書（案）	31

企画提案説明書

1. 業務概要

(1) 業務名

林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）

(2) 実施目的

当信用基金が保有する求償権について、その管理及び回収業務の一部を、債権回収に関する専門的な知識及び技術を有する者へ委託することにより、更なる回収の促進と事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

林業信用保証業務において、当信用基金の債務保証を利用して金融機関から借入れた債務者が当該借入金を弁済しなかったために、当信用基金が金融機関に対し代位弁済したことにより取得した求償権の管理及び回収業務の委託であり、詳細は別紙「仕様書」による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第3条に基づく債権回収会社として法務大臣による許可を受けていること。

(3) 参加資格申請書の提出日において、サービサー法第23条に基づく業務改善命令を受けていないこと。

3. 参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

① 本件競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の競争に参加することができない。

② 申請書類

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状（代理人を選出する場合。様式2）

(エ) 法務大臣による債権回収業に係る許可証の写し（サービサー法第3条関係）

(オ) 秘密保持契約書（様式3）

(カ) 業務及び財産の状況に関する報告書等ディスクロージャー誌

(キ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）

※1 様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

※2 (イ)の資格を有しない事業者で資格審査を希望する場合は、13までご連絡下さい。

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

⑤ 提出期限等

令和2年2月12日（水）16時00分 提出場所は13に同じ。

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から17時（12時から13時までを除く。）とする。

⑥ 提出された申請書類の取扱について

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和2年2月17日（月）までに発送する。

4. 企画提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限、場所

令和2年3月13日（金）16時00分 提出場所は13に同じ。

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。提出期限までに13に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

※ 企画提案書を作成するに当たり、業務の対象とする求償権に係る書類の閲覧を希望する場合は、13までご連絡下さい。

(2) 提出書類

① 企画提案書 合計12部（正本1部及び副本11部）

② 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項は別紙「企画提案指示書」による。

(3) 提出方法

- ① 持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。
- ② 前記（２）の書類一式を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載し、「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務の企画競争に関する提出書類一式在中」と記載すること。

５．企画提案書の特定方法

- （１）企画提案書を特定するため、選定委員会を実施する。
- （２）選定委員会は、競争参加資格があると認められた者から提出された企画提案書について、別紙「企画提案書決定基準」により評価を行い、最高の評価得点を得た企画提案書を特定する。
- （３）評価を行うに当たって、必要に応じて企画提案書の内容に関するヒアリングを個別に実施することがある。
- （４）選定委員会は非公開とする。

６．質問の受付期限、方法等

令和２年３月１３日（金）１６時００分 提出場所は１３に同じ。

質問は電子メールにて受け付け、回答も電子メールにて行う。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

７．書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

８．再公告

- （１）４（１）の企画提案書の提出期限において、提案者が１者以下の場合は、再公告を行う。なお、提案者が１者あるときは、信用基金はその者に再公告を行う旨連絡する。

（２）再公告後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 企画提案説明書の交付期限 | 令和２年２月２５日（火）１６時００分 |
| ② 競争参加資格確認申請書の提出期限 | 令和２年２月２５日（火）１６時００分 |
| ③ 企画提案書の提出期限 | 令和２年３月２６日（金）１６時００分 |
| ④ 質問の受付期限 | 令和２年３月２６日（金）１６時００分 |

９．再々公告

- （１）８の再公告を行ってもなお、提案者が１者以下であった場合には再々公告を行う。なお、提案者が１者あるときは、信用基金はその者に再々公告を行う旨連絡する。

（２）再々公告後のスケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 企画提案説明書の交付期限 | 令和２年３月６日（金）１６時００分 |
| ② 競争参加資格確認申請書の提出期限 | 令和２年３月６日（金）１６時００分 |
| ③ 企画提案書の提出期限 | 令和２年４月６日（月）１６時００分 |
| ④ 質問の受付期限 | 令和２年４月６日（月）１６時００分 |

10. 契約に関する事項

(1) 契約書の作成

- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 契約書の作成に要する費用はすべて提案書を特定した提案者の負担とする。
- ウ 契約書の内容は、担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」による。

11. 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。特定されなかった企画提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (3) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
- (5) 特定した提案内容については、独立行政法人等の情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (6) 企画競争の結果は、選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。

特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、提案者毎の評価得点の合計点

また、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により、当基金に対し特定しなかった理由についての説明を求めることができる。

12. 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者で、入札に参加されなかった事業者又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えている。

については、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へのご協力願いたい。

なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

※ アンケート調査の様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

13. 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部管理課（サービサー担当）

電話：03-3294-5587

FAX：03-3294-5595

Eメール：r_kanri@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のウェブサイトにて公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上

仕 様 書

1. 目 的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務を効率的に運営するため、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年12月4日法律第128号）等に基づき、当該業務の一部を債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項に規定する債権回収会社（以下「サービサー」という。）に委託することができることとされている。

このことから、信用基金が保有する求償権（信用基金が定める委託の基準に該当するものに限る。）について、その管理及び回収業務の一部を、債権回収に関する専門的な知識及び技術を有するサービサーへ委託することにより、更なる回収の促進と事務の効率化を図るものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）

(2) 業務内容

林業信用保証業務において、信用基金の債務保証を利用して金融機関から借入れた債務者が当該借入金を弁済しなかったために、信用基金が金融機関に対し代位弁済したことにより取得した求償権の管理及び回収業務

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 委託する求償権

(1) 委託の対象とする求償権は、原則として、取得から5年以内の求償権（当該求償権に係る違約金を含む。以下同じ。）とし、これに係る債務者又は連帯保証人（以下「債務者等」という。）の収益、不動産担保等の資産から回収が見込まれる先で、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 求償権に係る債務者等が非協力的等の理由で収益からの弁済が進まない先で、回収の実現のために債務者等に対する弁済交渉の頻度を増やすことや、法的措置の実施が必要な先
- ② 不動産担保等の資産処分による回収が完了しておらず、具体的な処分計画が策定出来ていない先で、回収の実現のために早急な任意処分交渉の実施や法的措置の実施が必要な先

(2) 委託した求償権は、当該求償権の委託業務開始後2年を基準に当該委託期間の回収額が、200千円又は委託業務開始時の求償権残高の1%に満たない場合は、債務者等との回収交渉等継続中のものを除き、費用対効果を勘案し委託を終了させるものとする。

(3) 令和元年10月末現在において委託を予定している求償権は次のとおりである。
債務者数 8者、求償権残高 約2億92百万円

4. 委託する業務

(1) 求償権の管理及び回収

債務者等に対する請求・督促、時効中断のための措置、新たな保証人・担保の設定交渉及び手続、担保物件の任意売却交渉及び手続、求償権の内容・条件変更の了解交渉及び手続その他管理・回収に関する行為

(2) 債権者としての権利行使又は義務の履行

担保権に基づく競売申立て、債務名義取得のための訴訟提起、仮差押え手続、強制執行の申立てその他法的措置に関する行為（受託者による代行が可能なものに限る）

(3) 求償権及びこれを担保する保証債権の弁済として受領した金員並びに担保物件等の処分代金、その他求償権に関する金員の受領

(4) その他(1)から(3)までに附帯する求償権の管理業務

5. 委託方法

(1) 契約の締結後、求償権に係る債務者ごとに信用基金が受託者に対し依頼書を差し入れ、受託者が信用基金に対し受託書を発行することにより委託業務を開始する。

(2) 契約期間内に新たに取得した求償権（3の(1)に該当するものに限る。）のうち、速やかに委託することが合理的であると判断するものについては、当該求償権を追加して委託することができるものとする。

6. 委託費

委託費は、次の(1)から(4)までを合計した額を受託者に対し支払う。

(1) 事務委託手数料

業務を受託したサービサー（以下「受託者」という。）が回収した回収金（以下「回収金」という。）の額に成功報酬の割合を乗じた額で、その割合は40パーセントを上限とする。

(2) 着手手数料

委託業務を開始するに当たって受託者が支出した初期費用のうち、信用基金が認めた額を限度とする。

(3) 実費手数料

受託者が業務を行うに当たって支出した費用のうち、信用基金が依頼した事務に要した額及び受託者から申請を受け信用基金が認めた額を限度とする。

(4) 特別業務に係る手数料

受託者に対し調査等業務を特別に依頼する場合及び委託した求償権を事例として信用基金が行う債権回収に関する専門的な知識及び技術の向上を図るための会議で説明を行った場合は、別途手数料を支払う。

7. 信用基金への報告等

(1) 受託者は、信用基金に対し次の報告を行う。

① 定期報告

債務者等の現況、回収に当たって措置した内容、今後とるべき措置等定期的に進捗状況を管理する必要のあるもの

② 随時報告

委託業務の遂行に重大な影響を及ぼすと判断される情報等緊急を要するもの

- (2) 法的措置の実施、求償権の処分行為等をする場合は、受託者は予め信用基金に対し協議を行う。
- (3) 会計検査院その他信用基金に対し立入検査の権限を有する者が当該検査を行う場合は、受託者は資料の作成、検査当日の立会等検査への協力を行う。

8. 回収金の取扱い

回収金は、原則として債務者等が信用基金の指定する口座へ送金するものとし、受託者の口座を経由する送金は受け付けない。

9. 委託費の支払い

- (1) 受託者は、毎月、委託業務に係る実績報告書及び当該実績に基づく委託費請求書を信用基金に対し提出する。
- (2) 信用基金は、提出された実績報告書及び委託費請求書を検査したのち、受託者に対し委託費を支払う。

10. その他

- (1) 受託者は、別記「情報セキュリティ遵守事項について」に準拠する情報セキュリティ体制を整備していなければならない。
- (2) 受託者は、契約終了時には、委託した全ての求償権に係る対応状況の書類等を、全て信用基金に引き継ぐものとする。
- (3) 本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、信用基金と受託者で協議のうえ決定する。

以上

1. 基本的事項

受託者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から提供された個人情報等の情報やこの契約による業務を通じて取得した情報（以下「重要な情報」という。）の重要性を認識し、これらの取扱いに当たっては、情報漏えい等のセキュリティ事故（以下「事故」という。）が発生することのないよう適切に取り扱わなければならない。

2. 目的外利用の禁止

受託者は、信用基金の指示又は承諾があるとき以外は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3. 情報セキュリティ対策における管理体制

受託者は、重要な情報の管理に責任を持つ責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、重要な情報の管理体制について、受託業務の開始前に信用基金に届け出なければならない。

4. 意図せざる変更が加えられないための管理体制

受託者は、従業員、再委託先、若しくはその他の者による不正が見付かった際に、信用基金と受託者が連携して原因を調査及び排除できる管理体制を整備しなければならない。

5. 教育の実施

受託者は、重要な情報の管理責任者及び従業員に対し、この遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行わなければならない。

6. 情報の提供

受託者は、資本系・役員等の情報、事業の実施場所、従業員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供しなければならない。

7. 事故発生時における対処方法

受託者は、事故が発生した場合に備え、信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。

8. その他脅威に対する情報セキュリティ対策

受託者は、役務内容を一部再委託する場合、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

9. 秘密の保持

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

受託者は、契約終了後速やかに重要な情報の現物、複製、要約及び業務において直接発生した二次情報を信用基金に返却又は廃棄しなければならない。ただし、受託者が監督官庁より保管を義務付けられている書類については、その写しを保管できるものとする。

10. 履行状況の報告

信用基金は受託者に対し、この遵守事項に基づく情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求めることができる。

信用基金は、履行状況の確認等のため、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについての監査を実施することができる。

11. 契約の解除及び損害賠償

信用基金は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たって、この遵守事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12. その他

受託者は、この遵守事項の解釈について質疑が生じたとき、又はこの遵守事項に定めのない事項については、信用基金と協議の上、定めるものとする。

企画提案指示書

1. 作成に当たっての注意事項

- (1) 提出書類はA4版とする。判型（たて型又はよこ型）は定めないが、たて型にあつては左綴じニカ所ホチキス止め、よこ型にあつては天綴じニカ所ホチキス止めとすること。
- (2) 表題「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）に関する企画提案書」、提出日及び提案者を特定する情報（提案者名、所在地、電話番号等）を記した表紙を付すこと。
- (3) 提出部数は12部とする。そのうちの1部については、提案者名の右横に社判等を押印し、正本とすること。

2. 記載に当たっての注意事項

- (1) 企画提案書は、基本的に提案者の任意の形式とするが、項目名及び記載内容は、3の(1)から(4)までに準じて列記すること。
- (2) 項目によっては、他項目と記載内容が重複する場合又は特に記載することが無い場合においても項目名は省略せず、記載内容に「項目〇に記載。」又は「特に無し。」とすること。
- (3) 提案内容を記載するにあつては、「仕様書」及び「評価項目一覧」も参考とすること。

3. 項目名及び記載内容

(1) 組織体制等

ア 事業実績

直近年度における債権管理回収業、付随業務及び兼業別の受注金額及び同受注金額に対する回収金額等を記載する。公的機関からの受注実績がある場合は、当該業務内容、当該受注金額等を併せて記載する。

イ 業務の類似性

中小企業（中小企業基本法にいう中小企業をいう。）を対象とした事業資金に係る債権回収業の受注金額及び同受注金額に対する回収金額等を記載する。

また、求償権、デフォルト債権及び無担保債権に係る債権回収業の受注実績がある場合は、当該受注金額及び同受注金額に対する回収金額等を記載する。

ウ 事業体制

支店等の拠点を配置している場合は、その拠点数及び各拠点の役割分担等を具体的に記載する。支店等の拠点を配置していない場合は、どのような体制で業務を実施しているかを具体的に記載する。

エ 法的措置

競売申立を行う場合の方針、基準、手続、手順等（社内体制で行うのか、外部に委託して行うのか等）あれば具体的に記載する。

訴訟申立を行う場合の方針、基準、手続、手順等（リーガルチェック機能、弁護士との連携体制等）あれば具体的に記載する。

また、差押え、支払督促等の措置内容で異なる場合は措置内容別に記載する。

オ 任意売却

任意売却に関する実績等の有無及び任意売却を行う場合の方針、基準、手続、手順等あれば具体的に記載する。

カ 担保評価

担保物件の評価を行う場合の方針、基準、手続、手順等（現地確認及び評価の方法等）あれば具体的に記載する。

キ 法令遵守

コンプライアンス体制、従業員等に対するコンプライアンスの意識付けの方法等を具体的に記載する。

ク 個人情報保護・管理体制

個人情報保護に関しする取扱方針、マニュアルの整備、プライバシー保護に関連する外部機関の認証資格（例：プライバシーマーク）の取得状況等を具体的に記載する。

ケ クレーム等対応

組織としてのクレーム処理の体制、対応マニュアル等の整備状況、トラブルの未然防止の取り組み、発生時の対処方法等を具体的に記載する。

(2) 実施体制等

ア 実施体制

本業務の実施に関して、責任者の設置の有無、人員配置、組織図等を具体的に記載する。

また、債務者等との交渉に従事する予定者の資格、実績、本業務以外との兼務状況等を具体的に記載する。

イ 回収方針

独立行政法人という信用基金の性格を理解し、また本業務の対象とする債権が求償権であることを踏まえた回収方針を具体的に記載する。

また、本業務受託後2年以内を目途とした業務フロー、実施スケジュール等（債権者等への催告から回収までの業務全般の処理の流れ、実施の時期等）を記載する。

ウ 交渉方法

本業務受託後の債務者等に対する電話、文書、面談等の交渉方法、手順、頻度等を具体的に記載する。

エ 回収方法

担保処分、保証人の免除等の回収方法に関する方針、基準、手続、手順等あれば具体的に記載する。また、その他独自の工夫、方法等あれば記載する。

オ 管理方法

時効の管理、中断方法等の期中管理に関する方針、基準、手続、手順等あれば具体的に記載する。また、独自の工夫、方法等があれば記載する。

カ その他

本業務において回収を促進するため特別に行う工夫、方策、戦略等独自の提案があれば具体的に記載する。

(3) 報酬割合等

ア 事務委託手数料（成功報酬）の割合

回収額に対する割合をパーセントで具体的に記載する。なお、割合は全債権一律とし、回収の難易度による段階制は認めない。

イ 着手手数料

本業務の開始当初に必要とする費用があれば記載する。なお、単位は一債務者当たりの額とし、金額による段階制は認めない。

ウ その他手数料

旅費交通費（信用基金の旅費規程に準じた額。ただし日当は除く。）、膳本等各種書類の取得代金、法的手続に要する費用（弁護士費用を含む。）等の実費を除き恒常的に必要となる手数料等を記載する。信用基金が特別に依頼する調査等に係る手数料を除き、本欄に記載の無い場合は、原則として事務委託手数料により賄うものとする。

(4) ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標

ア 女性活躍推進法に基づく認定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「女性の活躍推進企業データベース」に登録して厚生労働大臣の認定を受けた「えるぼし認定企業」である場合は、その旨を記載する。また、常時雇用する労働者の数が300人以下の場合は、その旨も記載する。

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた「くるみん認定企業」又は「プラチナくるみん認定企業」である場合は、その旨を記載する。また、新しい認定基準による「くるみん認定企業」の場合は、その旨も記載する。

ウ 若者雇用促進法に基づく認定

若者雇用促進法に基づく認定基準を全て満たす中小企業として各都道府県労働局に申請書を提出し、「ユースエール認定企業」として各都道府県労働局から認定通知書の交付を受けた企業である場合は、その旨を記載する。

以 上

企画提案書決定基準

この基準は、「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）」の企画競争において、選定委員会が企画提案書を特定するための評価項目及び配点並びに評価方法を示したものである。

1. 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- (1) 組織体制等（配点 60 点）
- (2) 事業体制等（配点 40 点）
- (3) 報酬割合等（配点 40 点）
- (4) ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標（配点 10 点）

2. 評価方法

評価方法は、次のとおりとする。

(1) 組織体制等及び実施体制等の評価方法

ア 評価項目ごとの重要度を考慮し、事業実績、業務の類似性、事業体制、法的措置等、担保評価、法令遵守（個人情報保護・管理体制及びクレーム等の対応を含む。）、実施体制及び回収方針の各項目に必須項目を設け、当該項目の基準を満たしていると判断する場合は、基礎点として各々5点を加点する。

必須項目は必ず満たす必要がある項目であり、そのうち一項目でも基準を満たさないものがある場合は、他の提案内容に関係なく不合格とする。

イ その他の項目については、次の基準を目安に加点する。

区 分	期待を上回る提案内容であり、業務の遂行が確実と判断される場合	期待どおりの提案内容であり、業務の遂行が可能と判断される場合	期待を下回る提案内容であり、業務の遂行が疑われる場合
点 数	5 点	3 点	0 点

なお、各項目ごとの評価基準の例を「評価項目一覧」に記載しているが、これに限定することなく、提案内容を総合的に勘案して評価するものとする。

ウ 組織体制等及び実施体制等の合計点が、配点（100点）の6割に満たない場合は、不合格とする。

(2) 報酬割合等

ア 事務委託手数料の基礎となる成功報酬の割合は、次の計算式により得られる数値の小数点以下を四捨五入した値を加点する。

$$\text{配点} \times 1 - [(\text{提案の報酬割合} / 40 \text{パーセント})]$$

イ 着手手数料及びその他手数料については、次の基準を目安に加点する。

区 分	事務委託手数料で賄うため不要とする場合	手数料は発生するが、単発的で金額も過大でない場合	手数料が恒常的に発生するなど明らかに過大な場合
点 数	10点	5点	0点

(3) ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標

評価に当たっては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）」の別紙1に準じて加点する。

3. 特定方法

選定委員会は、各委員から提出された評価を基に次の方針に沿って討議し、最適な企画提案書を特定する。

- (1) 組織体制等及び実施体制等の評価において、委員の過半数が不合格とした企画提案書は、不合格とする。
- (2) 上記(1)を除いた企画提案書の中で、最高点を付した委員の人数が最も多い企画提案書を第一順位とする。
- (3) 上記(2)において、最高得点を付した委員が同人数の企画提案書が複数ある場合は、全ての委員の評価点数の合計が最も多い企画提案書を第一順位とする。
- (4) 上記(3)においても同点数の企画提案書が複数あった場合は、委員長が特定する。

以上

評価項目		必須	配点	評価の視点	評価基準例	採点
1. 組織体制等						
ア	事業実績	○	5	債権回収業における取扱実績あるか 取扱実績（件数、金額）及び成果（回収額）ほどの程度か	実績がある 5 点（基礎点）	
イ	業務の類似性	○	5	中小企業を対象とした事業資金の取扱実績 事業実績のうち中小企業を対象とした実績はあるか 取扱実績（件数、金額）及び成果（回収額）ほどの程度か	実績がある 5 点（基礎点）	
ウ	事業体制	○	5	事業実績のうち本業務と類似した債権を対象とした実績はあるか	実績がある 5 点（基礎点）	
		○	5	取扱実績（件数、金額）及び成果（回収額）ほどの程度か	実績が多い + 5 点 実績が少ない + 3 点 実績が無い + 0 点	
エ	法的措置等	○	5	支店等の拠点数及び各拠点の役割 業務の対象範囲を全国としているか 視点が無い場合は、どのような体制で業務を実施しているか	全国展開である 5 点（基礎点）	
		○	5	競売申立は社内（グループ会社を含む）体制を基本としているか	社内体制である 5 点（基礎点）	
オ	任意売却	○	5	競売申立の提案は能動的か受動的か、任売交渉から競売申立に移行する時期、考え方は具体的か	能動的で具体的である + 5 点 能動的だが具体的にでない + 3 点 受動的である + 0 点	
		○	5	顧問契約、業務提携等により弁護士との連携体制は確立されているか	連携体制が確立されている 5 点（基礎点）	
カ	担保評価	○	5	訴訟申立の体制 訴訟申立の提案は能動的か受動的か、弁済交渉から差押え、支払督促、本訴等に移行する時期、考え方は具体的か	能動的で具体的である + 5 点 能動的だが具体的にでない + 3 点 受動的である + 0 点	
		○	5	任意売却の体制 任売交渉の提案は能動的か受動的か、換価性の低い物件の処分方針等は具体的か	能動的で具体的である + 5 点 能動的だが具体的にでない + 3 点 受動的である + 0 点	
キ	法令順守	○	5	担保の評価方法 担保の実査・評価は社内（グループ会社を含む）体制を基本としているか	社内体制である 5 点（基礎点）	
		○	5	コンプライアンス体制 従業員に対する意識付けが行われているなどコンプライアンス体制は確立されているか	3 つの体制が全て確立されている 5 点（基礎点）	
ク	個人情報保護・管理体制	○	5	各種認証の取得状況 個人情報に関する各種認証を取得しているか、無い場合は保護体制が確立されているか		
		○	5	クレーム処理の体制 クレーム処理の体制は確立されているか、マニュアル等は整備されているか、トラブルの未然防止・発生時の対処方法等は具体的か		
2. 実施体制等						
ア	実施体制	○	5	担当者数及び体制（交渉等の実施者に限る） 交渉担当者は特定されているか	特定されている 5 点（基礎点）	

評価項目		必須	配点	評価の視点	評価基準例	採点
イ	回収方針	○	5	委託後2年以内を目的とした回収計画の策定が可能か方針となっているか	概ね2年の回収方針である5点(基礎点)	
	回収方針の考え方		5	債務者ごとの回収方針の立案が具体的に実現可能な考えとなっているか	具体的で実現可能である+5点 具体的である+3点 具体的でない+0点	
ウ	交渉方法		5	電話・郵便・面談等の具体的な交渉手段か、また交渉時期・間隔は合理的であるか	具体的である+3点 具体的でない+0点	
	回収方法		5	担保処分・保証人の免除等回収方法の考え方	具体的である+3点 具体的でない+0点	
オ	管理方法		5	時効の中断方法等管理方法の考え方	具体的である+3点 具体的でない+0点	
	その他		5	回収促進のための方策・戦略等	具体的である+3点 具体的でない+0点	
3.報酬割合等			40			
ア	事務委託手数料		20	次式によって得られる値(小数点以下四捨五入)とする $20 \times [1 - (\text{提案割合} / 40)]$	割合10%の場合+15点 割合20%の場合+10点 割合30%の場合+5点	
	着手手数料		10	初期費用が必要か、必要な場合は成功報酬の割合に比して過大となっていないか	不要である+10点 過大でない+5点 過大である+0点	
ウ	その他手数料		10	恒常的に発生する内容となっていないか、必要な場合は成功報酬の割合に比して過大となっていないか	不要である+10点 過大でない+5点 過大である+0点	
	4.ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標		10	※複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い項目により加算する		
ア	女性活躍推進法に基づく認定		—	厚生労働省HPの「公共調達において加点評価を受けることができ「えるぼし」認定企業一覧」に登録されているか	認定3段階目 10点 認定2段階目 8点 認定1段階目 5点	
	えるぼし認定企業		—	同一覧において、常時雇用する労働者の数が300人以下となっているか	常時雇用する労働者の数が300人以下の場合(計画期間が未了の場合のみ)2点	
イ	次世代法に基づく認定		—	厚生労働省HPの「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」に登録されているか	プラチナくるみん 9点 くるみん(新基準) 7点 くるみん(旧基準) 5点	
	若者雇用促進法に基づく認定		—	厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」の企業検索で該当するか	ユースエール認定企業 9点	
合計			150			

競争参加資格確認申請書

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 2 年 1 月 3 0 日付け公告「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第 1 0 条の規定に該当しない者であること、債権管理回収業に関する特別措置法第 3 条に基づく債権回収会社として法務大臣による許可を受けている者であること、本申請書の提出日において同法第 2 3 条に基づく業務改善命令を受けていない者であること及び企画提案説明書等の内容を遵守することを誓約します。

記

＜全省庁統一資格を使用する場合＞

1. 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

＜その他の場合＞

1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）
2. 上記申請に必要な添付書類一式

＜共通の提出書類＞

1. 委任状（代理人を選出する場合）
2. 法務大臣による債権回収業に係る許可証の写し
3. 秘密保持契約書
4. 業務及び財産の状況に関する報告書等ディスクロージャー誌
5. 第一種定型郵便物の大きさの封筒

様式 2

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、令和2年1月30日付け公告「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）」の企画競争に関する一切の権限を委任します。

代 理 人(又は復代理人)
所 在 地
所 属 ・ 役 職 名
氏 名
使 用 印 鑑



様式 3

秘密保持契約書

私（以下「甲」という。）は、令和2年1月30日付け公告「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）」に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）の内容を検討するに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「乙」という。）の作成した求償権に関する資料の閲覧を希望します。

閲覧に当たっては、甲は、乙の資料中、既に公になっている資料・情報以外の非開示情報（以下「本件秘密」という。）を以下の各項に従って取り扱うことに同意します。

- 1 甲は、本件秘密を機密として取扱い、乙の事前の書面による承認を得ることなく第三者に開示しません。また、本件秘密を企画提案書の検討以外の目的で使用しません。
- 2 甲は、乙により開示を受けた本件秘密が、乙との取引に関係のない甲の従業員に開示しません。
- 3 甲は、乙の保有する求償権の管理回収に関係のある甲の関連会社及び社外のアドバイザーのうち、甲との間で秘密保持契約を締結した者に対しては、第1項にかかわらず、本件秘密を開示することができるものとします。ただし、この場合、速やかに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、甲の従業員、社外のアドバイザー等、本件秘密の開示を受けた全員が本契約の各条項に従うようにします。
- 5 前各項については、本契約書調印時点において甲が既知の情報には適用されません。また、甲が第三者から正当な手段及び方法により入手した情報、さらに甲の過失なくして、その後、公になった情報に関しては前各項は適用されません。
- 6 乙が、本件秘密の記された資料、媒体の返還又は破棄を要求した場合、甲は速やかにその要求に従います。
- 7 甲が前各項に違反した場合、甲は損害賠償を含め一切の責任を負うものとします。
- 8 本契約書の準拠法は日本法とし、これに基づいて解釈されるものとします。また、本契約書に関連する紛争（訴訟及び調停を含む。）については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることとします。

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業 務 委 託 契 約 書 (案)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、甲の有する求償権の管理回収業務（以下「本業務」という。）を乙に委託するに当たり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（業務の委託）

第 1 条 甲は、本契約に基づき、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2 甲は乙に対し本業務を委託しようとする場合、その都度、求償権回収依頼書（以下「依頼書」という。）を差し入れるものとし、乙が受託する場合には、乙は甲に受託書を発行することにより依頼書記載の委託債権（以下「委託債権」という。）につき、本業務を実施するものとする。なお、本業務の開始の時期は依頼書を乙が受領した翌営業日とする。

（法令等の遵守）

第 2 条 乙は、この契約による業務の遂行に当たり、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）、同法施行規則（平成 11 年法務省令第 4 号）、債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン（法務省大臣官房司法法制部審査監督課平成 22 年 7 月 1 日改正）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、債権管理回収分野における個人情報の保護に関するガイドライン（法務省大臣官房司法法制部審査監督課平成 17 年 4 月 1 日施行）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他適用を受ける法律、規則及びガイドライン等を遵守し、受託者として善良な管理者の注意義務はもとより、甲の信用を第一として業務を遂行するものとする。

（個人情報の保護）

第 3 条 乙は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（契約期間）

第 4 条 本契約の期間は、本契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託料、費用等）

第 6 条 本業務に係る委託料の額及び支払方法については、甲と乙との間で締結する「覚書」に定めるとおりとする。
2 乙が甲から受託した債権の管理及び回収に要した実費の請求及び支払方法については、甲と乙との間で締結する「覚書」に定めるとおりとする。

(委託業務の範囲)

第 7 条 甲が乙に委託する本業務は、次の各号に掲げる業務のほか、別紙仕様書に定めるとおりとする。

(1) 委託債権の管理及び回収業務

(2) 債権者としての権利の行使又は義務の履行（乙による代行が可能なもの）

(3) 委託債権及びこれを担保する保証債権の弁済として受領した金員並びに担保物件等の処分代金、その他委託債権に関する金員の受領

(4) その他上記に付随する委託債権等の管理業務

2 前項に定める業務に属さない業務については、甲・乙協議のうえ乙の業務とすることができる。

3 乙は、甲の承諾を得て、本業務を遂行するに当たり、弁護士、会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他の専門家に対し、債権管理回収業に関する特別措置法その他法令に定める範囲において本業務の全部又は一部を委託することができる。

(受託者の権限)

第 8 条 乙は本業務の遂行に当たり、債権者代理人の名義を用い又は自己の名義を持って裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

2 乙は、委託債権等のうち次の各号に該当する債権について、甲・乙協議のうえ将来に向かい委託契約を解除できるものとする。

(1) 委託債権等が、その目的、内容又は成立の過程が公序良俗に反する場合

(2) 委託債権等について、債務者から債務否認・債務不存在・無効・取消し等を主張された場合

(3) 委託債権等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員その他の反社会的団体の構成員、若しくはこれらに準じる者、又はこれらが関与する法人との契約に基づく債権である場合

(4) 乙より委託債権等からの回収が困難で委託解除の意思表示があり、甲がこれを承諾した場合

3 乙は、本業務の遂行に当たり、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、委託債権等の免除、放棄、担保権の解除、担保物件の処分等委託債権等の処分行為をすることができない。

4 乙は、時効が到来する債権について、その到来日の原則 2 箇月前までに時効中断手続きについて検討、判断し、甲に対して報告を行い、甲と協議のうえ甲の指示に従い対応するものとする。ただし、甲から乙が提供を受けた委託債権等に関する契約書等により債務者の最終入金日又は期限の利益喪失の日が判明しない委託債権及び本業務の開始日から 3 箇月以内に消滅時効期間が経過する委託債権については、この限りでない。

(裁判上の手続き)

第 9 条 乙は本業務の遂行に当たり、委託債権等に関する保全処分、訴訟提起その他の裁判上の手続きが必要であると判断したときは、甲に対し予想される裁判費用の額（弁護士費用も含む。）とともにその旨を報告し、あらかじめ甲の承諾を得たうえ当該手続きを行うものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第 10 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託（再請負を含む。以下同じ。）の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託についてその内容を変更する必要があるときは、同項に規定する記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

(関係書面の交付及び情報の提供)

第 11 条 甲は、本業務の遂行のために必要となる関係書面につき、その写しを乙に対し交付するものとする。

2 甲は、甲が保持する委託債権等に関する情報を乙に対し開示し、以後新しい情報を入力した場合には直ちに乙に対しその情報を連絡するものとする。

3 乙は、甲が乙に対し交付した関係書類につき、甲が返還又は破棄を要求した場合には、速やかにその要求に従うものとする。ただし、乙が監督官庁より保管を義務づけられている関係書類については、その写しを保管できるものとする。

(甲の通知義務)

第 12 条 甲は、委託債権等について債務者又は債務者の関係当事者から連絡又は申出等を受けた場合には、直接の交渉を避け、速やかにその内容を乙に対し通知するものとする。

(受託業務の報告)

第 13 条 乙は、甲から受託した本業務について、その遂行状況及び結果を甲に対し報告するものとし、その時期、方法、報告事項については別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 前項にかかわらず、乙は甲からその遂行状況につき報告を求められたときは、乙は速やかに口頭又は書面にて報告するものとする。

3 乙は、本業務の遂行に直接重大な影響を与える文書等を受け取り又は重大な影響を及ぼす事由が生じたことを知った場合には、直ちにその内容を甲に報告するものとする。

4 甲は、本業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、甲の職員が事前通知のうえ、乙へ立ち入り、本業務に関する検査をすることができる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、本契約に基づく業務の履行上知り得た相手方の一切の情報を機密として保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、自己の内部においても機密保持に関し万全の措置を講じるものとする。ただし、公知の事実及び第三者から機密保

持義務を負うことなく得たものであることを立証できる情報は、この限りではない。

- 2 乙は本契約に基づく業務の履行上知り得た債務者・保証人等に関する情報をこれらの業務遂行の目的以外に使用してはならない。また、甲又は債務者・保証人等本人の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 乙は、弁護士、会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他の専門家に対し、第7条第3項の規定に基づき業務を委託する場合には、前二項に定める情報を開示することができるものとする。
- 4 乙は、前項に定める専門家に対し別途契約を締結することにより、それらの者に第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、それらの者が当該義務に違反した場合には、乙がその一切の責任を負担するものとする。
- 5 乙は、法令に基づき裁判所又は行政官庁から開示を求められた場合又は開示を義務づけられた場合には、第1項及び第2項に定める情報を開示することができる。

(権利義務の譲渡)

第15条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がある場合を除き、本契約に基づく法律上の地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更事項の発生)

第16条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には書面にて甲に通知するものとする。

- (1) 代表者に変更のある場合
- (2) 本社の移転などを行う場合
- (3) 事業内容に重要な変更を生じるおそれがある場合

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、自ら並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害す

る行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲は、乙が前二項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一つにでも該当した場合には、催告その他何らの手続きを要することなく、本契約又は本契約に基づく個別の委託の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止となったとき
- (2) 監督官庁より許可の取消し、又は業務の停止等の監督処分を受けたとき
- (3) 第三者より差押、強制執行、競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立があったとき
- (5) 営業の全部又は重要な一部の譲渡等を決議したとき
- (6) 本契約に定める各条項に違反し、各々相手方より相当の期間を定めて書面でその是正を催告されたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき
- (7) その他前各号に準ずると認められる事実が生じたとき

(損害賠償請求)

第19条 甲又は乙は、前条の規定に基づき相手方が本契約若しくは本契約に基づく個別の委託を解除した場合又は本契約に違反した場合には、相手方に対しこれらにより被った損害の賠償を合理的な範囲内において請求することができる。

(乙の免責事項)

第20条 乙は、次の各号に起因して本業務を遂行できない場合又はその遂行時期が遅れた場合には、これに関し何ら責任を負わないものとする。

- (1) 乙の責に帰すことのできない事由により委託債権等の権利行使が不可能な場合又は著しく困難な場合
 - (2) 甲の協力が不可欠な事項につき、その協力が得られない場合
 - (3) 乙の責に帰すべき事由による場合を除き、関係当事者等が債権者である甲の債務を履行しない場合
 - (4) 乙の本業務遂行に当たり、本契約に基づき必要とされる甲による承諾又は指示が甲の責に帰すべき事由により正当な理由なくなされない場合又は遅延した場合
- 2 本契約の他の条項の定めにかかわらず、乙が甲の指示に従って行った行為又は不作為については、乙は何らの責任を負担しない。

(開示要請等)

第21条 乙は、保有する個人情報等に関し当該個人から開示請求等を受けた場合には、遅滞なく書面により甲に対しその旨を報告するものとし、甲が当該開示請求等に対応する

ものとする。

(証書の返還)

第 22 条 委託債権の完済に伴い、乙が当該委託債権の債務者から証書等の返還を求められたときは、その旨を甲に通知し、甲は、その求めに速やかに応じて証書等を債務者に返還するものとする。

(紛争処理)

第 23 条 本契約に基づき乙が甲から受託した委託債権に係る本業務の実施に関し、債務者及び関係当事者等との間で紛議が生じた場合には、乙が当該紛議の処理に当たるものとする。なお、当該紛争に関し、甲は必要に応じて協力するものとする。

(合意管轄)

第 24 条 本契約又は本契約に基づく委託債権に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第 25 条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙は相互に誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏

乙 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____ 印

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、本契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第 3 条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第 4 条 乙は、本契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び本業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 条 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第 6 条 乙は、本契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

(1) 再委託する業務の内容

(2) 再委託の相手方

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

(6) 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

(7) 再委託先の相手方の監督方法

(8) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複製、複写の禁止)

第 7 条 乙は、本契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された

資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第 8 条 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 9 条 乙は、本契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 10 条 甲は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又は本契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 11 条 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事故に係る事実関係及び発生原因を調査し、再発防止のため必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約による本業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

覚 書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、別に締結した業務委託契約書第6条の取扱いに関し、以下のとおりとすることを双方了解し覚書を締結する。

（事務委託手数料）

- 第1条 甲が乙に支払う事務委託手数料は、月額回収総額に対して**パーセント（消費税別、千円未満の額は切捨て）の額とし、乙は毎月末日締めで作成した請求書を翌月15日までに甲に送付することとし、甲は乙より請求のあった月の末日までに乙の指定する銀行口座宛支払うものとする。なお、末日が土、日、祝日の場合は、翌営業日とし、また、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 債務者が有する甲の出資持分に係る払戻金又は譲渡代金を甲が委託求償権の回収金として充当処理する場合、当該回収金については事務委託手数料の算定基礎に含めないものとする。

（着手手数料）

- 第2条 甲は乙に対して、委託求償権の1債務者当たり金**、***円の着手手数料（消費税別）を業務委託契約書の締結後、乙の請求により乙の指定する銀行口座宛支払うものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。
- （又は）着手手数料は、無料とする。

（特別業務に係る手数料）

- 第3条 甲は乙に対し、以下の特別業務について、所定の手数料（消費税別）を支払うものとする。
- （1）回収方針判断のための特別調査報告を依頼した場合 1件当たり13,000円
 - （2）担保不動産の確認・調査報告を依頼した場合 1件当たり13,000円
 - （3）評価額が低く流通性の乏しい物件、持分所有である物件等処分見込みの薄い担保不動産について競売手続を依頼した場合 1競売事件当たり50,000円
 - （4）時効の中断を目的とする債務承認書（返済計画書）等を当該債務者より徴求した場合 1件当たり10,000円
 - （5）出資持分払戻請求書等出資金に関する書類一式を代行徴求した場合 1件当たり10,000円
 - （6）委託求償権を事例として甲が行う債権回収に関する専門的な知識及び技術の向上を図るための会議で説明を行った場合 1会議当たり30,000円
- 2 前項に定めのない特別業務の費用及び手数料については甲乙協議のうえ定めることとする。

（実費手数料）

- 第4条 甲は、乙が本業務を遂行するために要した以下の費用のうち、甲の承諾を得た費用に限り実費手数料として乙に支払うものとする。
- （1）交通費、宿泊費
 - （2）予納金、印紙、謄本取得費・郵券・証明書請求費用等
- 2 乙は実費手数料の請求に当たり、費用明細、証拠書類及び報告書等を甲に提出することとし、甲はこれらを検査・確認し適切と認められる時は、速やかに支払うものとする。
- 3 宿泊費等については、原則として甲の旅費規程の範囲とする。

(協議)

第 5 条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議のうえ、本覚書に定めた事項を変更することができる。この場合、甲及び乙は、当該変更事項に係る委託料等について新たに覚書を締結し直すものとする。

以上、覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号
独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 今 井 敏

乙 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____ 印

